

健康保険証のご利用について

健康保険証扱いで受診できるのは、仕事中や通勤途中以外に被ったケガや病気の治療時です。

仕事中や通勤途中に被ったケガは、労災保険の給付対象となるため、健康保険を使用することができません。また、負傷された方自身（又は会社）が労災保険と健康保険のどちらを使用するか選択することはできません。必ず労災保険へ手続きを行って頂くことになります（このことは法律で定められています）。

もし、誤って健康保険を使用した場合は、全国健康保険協会（協会けんぽ）が負担している医療費（7割）を協会けんぽへ返してから労災保険へ請求する手続き、又は、医療機関において労災保険に切替する手続きのいずれかを必ず行わなければなりません。特に前者の手続き（医療費の7割を協会けんぽに返してから労災保険へ請求する手続き）は、一時的に全額自費扱いとなるため、負傷された方自身にとつて大きな負担になります。

医療機関で受診される際には 最初から労災保険扱いでの診察を！



労災保険に該当するか判断が難しい場合には、勤務先を管轄する労働基準監督署が認定しますので労働基準監督署にご相談ください。また、健康保険証を使用した後に労災保険扱いに変更する際は、一時的に全額自費扱いとなる場合があり、最初から労災保険扱いの診察を受けるように心がけてください。

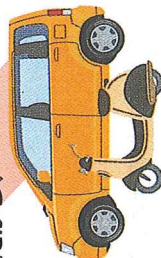
健康保険法 第1条 目的

この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に關して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。



このような場合、健康保険証を使用することはできません。

1. パート・アルバイト業務中に転倒し骨折したが、健康保険証を利用するよう言われた。
2. 仕事中又は、通勤途中だけで、軽いケガまたは自損事故だから健康保険証を使いたい。
3. 仕事中の事故だったが、健康保険証を使用するよう言われた。
4. 勤務先に迷惑がかかるから、労災は使いたくない。
5. 1日限りの学生アルバイトだから、労災は使えない。
6. 営業中に私用車（自家用）運転中にケガをした。



仕事中や通勤途中での負傷は労災保険の適用です。

お困りの事、ご不明な点はお気軽ににご相談ください。
全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ

レセプトグループ TEL.089-947-2117
〒790-8546 愛媛県松山市千舟町 4-6-3 アヴァンサ千舟 1F
※詳しくは全国健康保険協会 愛媛支部のHPでご覧ください。

協会けんぽ 愛媛支部

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

あなたのそのケガは 健康保険証扱いで 正しいですか?!



仕事中や通勤途中に事故やケガをした時、どうするのが正しい？

Q 労災保険を使用すると勤務先に迷惑がかかる？

労災保険が健康保険のどちらを使用するかは選択できません。「通勤災害」で労災保険を使用しても労災保険料は上がりませんし、勤務先に迷惑をかけることはありません。「業務災害」の場合は一定の規模※を満たした事業所のみメリット制が適用され労災保険料が増減します。また、労働基準局では「労災かくし」の排除に係る対策を推進しており、「労災かくし」を行った会社に対しては司法処分を含めて厳正に対処しています。労災保険を使用すると迷惑をかけると思っても健康保険を使用することが、かえって勤務先に迷惑をかけることもあります。 ※一定の規模は事業の種類によって異なります。

Q 仕事中や通勤途中にだけ、軽いケガまたは自損事故なら保険証を使う？



ケガの程度、自損行為による交通事故、相手のいる交通事故などの違いで健康保険を使用できるかどうかは関係ありません。「仕事中または通勤途中のケガ」であれば、軽いケガの治療などであっても健康保険を使用することはできません。

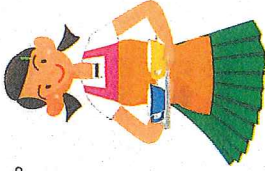
■労災保険について

労災保険とは、労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づく制度です。労働者を一人でも使用する事業は、適用事業※として労災保険法の適用を受けることになり、加入の手続(保険関係成立届の提出)をとり、保険料を納付しなければなりません。労災保険では、業務上災害又は通勤災害により労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者又はその遺族に対し所定の保険給付を行います。保険料は労働者ごとではなく、事業場ごとで全額事業主負担とされているので、適用事業場に使用されている労働者であれば誰でも、業務上災害又は通勤災害により負傷等をした場合は保険給付を受けることができます(健康保険と違って医療費の全額が給付されます)。労働者とは、正社員のみならずパート、アルバイト等、使用されて賃金を支給される方すべてをいいます。

※個人経営の農業、水産業で労働者数5人未満の場合、個人経営の林業で労働者を常時には使用しない場合を除きます。

Q パート・アルバイトは労災保険に加入していないよね？

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいいます。したがって、労働者であれば、アルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。業務災害又は通勤災害が発生したときに適用事業所に使用されているれば、権利が生じることにあります。また、一定期間以上継続して使用されていたかどうかは関係ありませんので、1日限りのアルバイトでも労災保険が適用されます。



Q 損害保険会社から「健康保険を使用してください」と言われたけど...

交通事故などで損害保険会社に相談した際に、「健康保険を使用してください」と言われることがあります。これは損害保険会社が今回のケガを「業務外のケガ」として判断しているためです。損害保険会社に相談される際には、必ず「業務上または通勤途中のケガ」である旨を伝えて健康保険を使用しないようにお気を付けてください。

仕事中や通勤途中以外で第三者行為によりケガをした場合

健康保険を使用する場合は、すみやかに「全国健康保険協会」へ届け出てください。

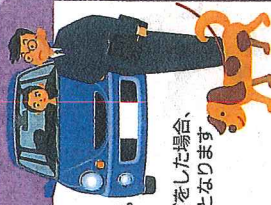
交通事故、けんか、他人の飼い犬等にかまれたときなど第三者の行為によって起こったケガや病気でも、健康保険を使った治療を受けられますが、その治療に必要な医療費は、本来、加害者が負担すべき医療費です。

したがって、健康保険を運営する協会けんぽが、被害者にかわって給付を行った範囲内で加害者に損害賠償請求します。この損害賠償請求に必要な事項を確認する書類が「第三者の行為による傷病届」となりますので、必ず協会けんぽ愛媛支部まで届出されるようお願いします。

「第三者の行為による傷病届」について

※書類は協会けんぽ愛媛支部より郵送致しますので、ご希望の方は、レセプトグループまでご連絡ください。

第三者行為の主な例



■車同士の事故

車同士の事故では、どちらとも加害者であり、同時に被害者となりますので第三者行為となります。

■事故車に同乗していたとき

わき見運転等による自損事故によって同乗者がケガをした場合、運転者が加害者、同乗者が被害者となり第三者行為となります(同乗者が親族でも該当)。

■暴力行為により受けたケガ

■他人の飼っている動物などにかまれて受けたケガ

■示談は慎重に！

示談後も健康保険の給付を受けられるかどうかは、示談の内容によって決まります。後日厄いぬ問題が生じることのないように、事前に協会けんぽ愛媛支部に相談してください。特に以下の事例には留意されるようお願いいたします。

■健康保険で治療を受けている間に示談が成立した場合

被害者が治療費用を含む賠償金を受け取った場合には、その日以降、健康保険で治療を受けられなくなります。症状が固定せず、治療が長引く場合でも全額自己負担となります。

■「健康保険で治療を受けているから医療費はいらない」といった様な示談をした場合

医療費の損害賠償請求を放棄したことになり、協会けんぽが立て替えている医療費を加害者に請求できなくなることから、医療費全額について被害者の自己負担となります。